

業務説明資料

1 件名

学校への再生可能エネルギー等導入事業（令和8年度公募）

2 事業担当課

教育委員会事務局教育施設課

3 発注担当課及び契約担当課

教育委員会事務局総務課

4 事業目的

学校への再生可能エネルギー等の導入により、再生可能エネルギーを最大限地産地消し学校の平常時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、停電を伴う非常時（以下、「非常時」という）には地域防災拠点等での防災用電源としても活用することを目的とする。

5 事業概要

事業者は学校の屋上等の目的外使用許可を受け、学校における太陽光発電設備、蓄電池及び附帯設備（以下、「設備」という）を導入し、事業実施期間において運転・維持管理を行い、学校に再生可能エネルギー電力を供給する。また事業終了後に設備を撤去する。

事業の概要は以下のとおりである。

（1）事業内容

ア 事業者は、別紙1の候補校に対し構造検討、設備容量検討及び現地調査を行う。

イ 事業者は設備設置が可能な学校に対する目的外使用許可を受け、提案をもとに設計・施工した設備を導入する。導入にあたり、設備の設計・工事・工事監理業務、工事に関連する手続き業務及びその関連業務を行う。設備設置により防水層を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。

ウ 事業者は設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行う。また、事業者は当該設備で発電した電力を、当該設備を設置した学校に供給する。設備に異状もしくは故障があり、電力供給および充放電に影響を及ぼす場合は、すみやかに機能の回復を行う。

エ 事業者は当該設備を設置した学校について、運転期間内における温室効果ガス排出量削減効果の検証業務を行う。

オ 契約期間終了後、事業者は設備を撤去する。撤去により防水層を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。なお、基礎部材の残置については協議により決定する。

カ 設備導入については令和9年度から令和11年度までの3か年を想定して公募を行うものである。ただし、当該年度の事業成果が不適切とみなされた場合は、次年度以降の目的

外使用許可の対象としないことがある。

キ 事業者は対象校の管理責任者への説明業務（設備導入時の工事説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行う。内容等については市と協議の上決定する。

ク 事業者はその他、国等の補助事業を活用する場合などにおける申請等業務を行う。

（２）事業期間等

事業者は当該校の目的外使用許可期間の開始日から当該年度末日までに設備を導入し、電力供給契約を締結すること。なお、運転開始日は市と協議の上決定するものとする。運転期間は運転開始日から原則、最長で２０年間とし、国等の補助事業を活用した場合は、当該補助の規定に従った導入時期及び運転開始時期とすること。

（３）事業費用

市は各校に供給された電力使用量（kWh）に契約単価（円/kWh）を乗じた代金を運転期間において支払う。電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測するものとする。

契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとし、月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。また、基本料金単価の設定は行わないものとする。

契約単価には、設備の設置、運用、維持管理等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。また、契約単価は原則、契約期間中一定額とする。また、国等の補助事業を活用する場合には、提案書作成要領６（１）カにおいて提出した事業単価及び当該補助事業の要綱等を踏まえ、本市と協議の上適正な事業単価にて契約するものとする。

なお、本事業における契約単価について上限を設定する。上限単価は、提案資格があると認めた者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書とともに交付する。上限単価は、活用を想定していた国等の補助事業を活用できなかった場合でも、変更は行わない。

６ 条件等

（１）目的外使用許可の申請手続き

事業者は、事業実施にあたって以下のとおり、各校について「ア 構造検討」、「イ 設備容量検討」及び「ウ 現地調査」を行い、必要に応じて「エ 各種関係手続」を行った上で、結果をまとめて市に提出すること。設置可能であることを市と確認した上で、設備設置可能と判断した学校のみ行政財産目的外使用許可を申請すること。

ア 構造検討

別紙１の候補校を調査対象として、設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響に対し、学校の耐荷重等の情報を踏まえ、学校の耐久性が問題無いことを書面により報告すること。ただし、設計図面から新たに構造計算を行わなければならない学校や破壊検査等の追加調査を行わなければ構造計算が出来ない学校等、構造調査が困難な学校があった場合は、市と協議の上、事業対象外とすることができる。なお、別紙１の候補校において別紙２に示すとおり太陽光発電設備が設置可能な場所は、校舎屋上又は屋根とし、蓄電池設備

が設置可能な場所は、変電室内又は屋外とする。

イ 設備容量検討

設備容量については以下にあげる項目及び調査結果、電力シミュレーションや効率的な設備稼働等の理由から適宜精査し、対象校ごとに適切な容量とすること。なお、太陽光発電設備により発電した電力は、蓄電池の機能を活用して余剰電力を夜間等に使用するなど、最大限自家消費するものとする。

なお、地域防災拠点は蓄電池の導入を必須とする。

(ア) 太陽光発電設備の容量

- ・当該校における平常時の使用電力について、単独又は蓄電池を併用することで、発電した電力を最大限自家消費することができること

(イ) 蓄電池の容量

- ・太陽光発電設備による電力が最大限自家消費できること
- ・平常時は、非常時に備えて必要な残量を確保して放電すること。ここで、必要な残量は3kWhとする。

ウ 現地調査

各校の現地調査を行い、太陽光発電設備の設置及び蓄電池の設置場所にかかる課題を、施設管理者と協議の上調査する。また、最新の防水の状況を踏まえ、本市と施工時期を協議すること。

エ 各種関係手続

事業にあたって、各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続きを行うこと。特に、太陽光発電設備設置に係る建築基準法の高制限、蓄電池設置に係る消防法の規制及び小規模事業用電気工作物への保安規制等については十分留意すること。

(2) 目的外使用許可の基本的条件

ア 事業者が学校を使用するに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受け、所定の使用料を支払わなければならない。

イ 使用料は、以下にあげる項目を満たす場合、減免を申請することができる。なお、減免の額は全額とする。これによらない場合は協議の上決定とする。

(ア) 発電した電力の全てを自家消費する場合

(イ) 発電した電力の全てを市域内で消費する場合。なお、発電した電気から切り離された環境価値（環境価値証書、トラッキング付非化石証書及びその他これに準ずるもの）のみを全て市域内で消費する場合を含む。

ウ 市が事業者の使用を許可する面積の算定は、設備の水平投影面積とする。太陽光発電設備については、間隔をあけて設備を設置する場合においてその隙間の面積を含むものとする。

エ 使用料の納付に係る時期・方法等については、市の指示に従うものとする。

- オ 事業者は、学校を事業以外の用途に使用してはならない。
- カ 事業実施にあたり予想されるリスクと責任分担については、別紙３のとおりとする。
なお、これに定めないものについては協議により決定する。
- キ 学校の使用許可期間は、使用許可の始期から始期の属する年度の末日までとする。ただし、事業者は、設備の運転を終了し撤去するまでの間、使用許可の更新を申請することができる。
- ク 設備を設置した学校について、市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び移設に応じること。また、設備の移設に伴う事業者の費用負担については協議により決定する。
- ケ 市は、事業者が、使用許可条件に定める事項を履行しないときは、当該校の使用許可を取り消すことができる。この場合、当該使用許可を受けていた事業者の責任と負担において学校から設備を速やかに撤去し、撤去により防水層を破断した場合には修復すること。
- コ 事業実施中に、学校に雨漏りが生じた場合には、事業者は原因究明に協力するとともに、原因が設備設置に起因する場合には、事業者が責任を負い、事業者負担により速やかに修復すること。

（３）目的外使用許可のその他の条件

ア 工事の仕様

- （ア）太陽光発電設備等に係る設計、材料、工事、維持管理にあたっては、電気事業法、建築基準法、再エネ法等の関係法令を遵守するものとする。
- （イ）工事にあたっては、公共施設へ設置する設備であり、本市電気工作物に接続することを考慮して、以下の仕様書等（最新版）に特に留意して実施すること。なお、太陽光設備は本事業で新設する非常用コンセント等から非常時出力できるよう導入すること。また、非常用コンセントの設置場所の詳細については、市及び施設管理者と協議の上、決定すること。

[仕様書]

公共建築工事標準仕様書

建築工事編

電気設備工事編

機械設備工事編

公共建築改修工事標準仕様書

建築工事編

電気設備工事編

機械設備工事編

横浜市電気設備工事施工マニュアル

- （ウ）太陽光発電設備の据付けは、建築基準法施行令第 39 条及び JIS C 8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすることとし、確認結果を市に

報告すること。

(エ) 太陽光発電設備の設置方法については、防水層に穴を開けない方法又は穴を開ける場合は防水施工業者等により防水補修する方法を採用すること。また、運転期間中において本市が防水改修を実施する可能性があるため、極力防水改修に支障のない方法を採用すること。

(オ) 設備機器及び配管等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）を参考にすること。蓄電池については、設計用地震力の計算の際は「特定の施設」の水平震度を用いることとし、耐震性能は耐震クラス S を適用すること。

イ 太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、又は相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

ウ 蓄電池は以下を満たすものとする。

- ・運転期間中は、満充電時の容量が初期容量の 60%以上を確保できるよう対応すること。
- ・蓄電システムは JIS C4412 を準拠すること。
- ・蓄電池は JIS C8715-2（リチウムイオン電池の場合）又は平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準 第二の二」（リチウムイオン電池以外の場合）に記載の規格に準拠したものであること。
- ・独立行政法人製品評価技術基盤機構の「公共調達・重要インフラ向け蓄電池システムの安全ガイドライン」を参考にすること。
- ・蓄電池は原則太陽光発電の余剰電力を充電し、自家消費率を高める運用をすること。
- ・職員室近傍に非常用コンセントを設置し、非常時に活用できること。ここで言う非常時の活用とは、デジタル防災無線及び業務用 PC 等への電力供給とする。

エ 余剰電力を逆流する場合は、速やかに自家消費分の供給を開始できる措置をとること。

オ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、影響が懸念される場合には対策を施すこと。

カ 事業者は学校への設備導入に先立って、詳細設計を行い、施工計画書（平面図及び立面図（PDF 形式データ）、工程表等）、構造検討書、架台設置条件確認結果を市に提出し、確認を受けること。

キ 施工にあたり、市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。

ク 既設設備等の保守点検や学校の維持管理、設備更新等に支障を生じない計画とすること。また、工事期間中に建物の改修工事と競合した場合は互いに配慮した計画にすること。

ケ 既設のコンクリート床、壁などの穴あけは、作業前に鉄筋の探査を行うなどして、既設の鉄筋を切断しないようにすること。

コ 既設設備の改修（空調機器及びアンテナの移設、TV 配線の切り回し等）を伴わない計画とすること。

サ 設備に係る配線ルートについては、対象校の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、市との協議による。設備、配管・配線には、学校の電気工作物と識別が出来るように要所に本事業のものである事がわかるような表示を行うこと。

シ 設備の設置に際して停電を伴う場合は、停電に関する工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、市と事前協議の上、学校の電気主任技術者に確認を行い、その指示に従うものとする。

また、停電が発生し電源確保が必要な設備がある場合は、学校の管理責任者と事前協議の上、給食用冷凍庫用等の外部電源を用意すること。

ス 工事中の安全対策の実施、学校の管理責任者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。

セ 工事完成時には、現場で市の確認を受けること。

ソ 工事完成時には、以下の資料を1部作成し、市に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにオリジナルCADデータも提出すること。

・完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）

タ 太陽光発電設備の設置及び撤去に係る電気主任技術者業務は、当該校の電気主任技術者が行う。なお、学校ごとに外部承認委託制度を利用して電気保安法人等に業務を委託している場合がある。施工にあたっては電気主任技術者と事前協議を行うとともに、電気事業法上の届出に係る資料（保安規程、使用前自己確認に係る資料等）の作成等について協力すること。工事に関して立会い、手続き等が発生する場合は、事業者と当該委託先で別途協議の上、対応を依頼すること。当該対応の費用は事業者の負担とする。

チ 運転期間中は当該校の電気主任技術者と協議の上、保安規程に基づいて年次点検及び月次点検等を行うこと。なお、月次点検については、電気主任技術者が実施する。

※表 点検内容（参考）

対象	点検・測定頻度	点検・測定内容
太陽電池アレイ	1回／年	端子部のゆるみ
		架台の状態
		絶縁抵抗測定
		電圧測定
	1回／月	外観点検
インバータ	1回／年	端子部のゆるみ
		盤取付け器具等
		絶縁抵抗測定
		電圧測定
		保護装置の機能試験
	1回／月	外観点検
		計器指示・表示灯の状況

ツ 大規模地震、大型台風等の災害発生後は、必要に応じて学校及び学校近隣に損害をえていないかを確認し、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。

テ 事業者からの提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者のみが負担し

なければならない。

ト 事業者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険に加入すること。また、その他の具体的な対応方策を講ずること。

市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負う。なお、事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

ナ 遠隔監視等に係る通信装置類を設置する場合は、通信用のネットワークは事業者にて用意すること。なお、当該通信装置類及びネットワークが関与した、市及び第三者に被害を与える事象が発生した場合は、事業者が補償責任を負い、速やかに対処すること。

ニ 事業の進行に合わせて適宜協議打合せを実施する。打合せをした場合、事業者は議事録を作成し相互に確認したものを市に提出すること。

ヌ 事業者は、国等の補助事業を活用する場合には、申請等について市と協議するとともに、申請書等の提出にあたってはあらかじめ市の承認を得ること。

ネ 市が保有する資料について、事業者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、業務完了後に全貸与資料を返納しなければならない。

ノ 事業者は、業務上知り得た内容、情報等を、市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

ハ 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本資料に定めのないことであっても実施するものとする。

ヒ その他、本資料に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定するものとする。